

# 令和7年度 豊島区会計年度任用職員（学童指導員）募集案内 【育児休業代替】

令和7年3月26日  
豊 島 区

## 1. 任用予定数及び職務内容

区分	職名	任用予定数	職務内容
会計年度任用職員	学童指導員 (育児休業代替)	3名	学童クラブを含む児童の遊びの見守りや指導、行事の企画運営、保護者・学校・地域との連絡調整、お知らせ・ホームページの作成等を含む事務、施設の安全・衛生管理に関すること

## 2. 勤務条件

任用予定日	令和7年5月1日以降
任用期間	以下の3パターンあります。 (1)令和7年5月1日以降から令和7年9月30日まで (2)令和7年9月1日以降から令和8年3月31日まで (3)令和7年11月1日以降から令和8年3月31日まで ※職員の育児休業の取得状況に応じて採用するため、採用時期が異なることや採用されない場合があります。 ※職員の育児休業の短縮や延長、欠員状況により、任用期間が変更になることがあります。
条件付採用期間	原則1か月 ※任用の都度、条件付採用期間があります。
週休日	原則として日曜、祝日
勤務日数 及び 勤務時間	月20日 勤務時間は、以下の2つのうち希望する時間を選択してください。ただし、 <u>希望通りとならない場合があります。</u> (1)1日あたり6時間30分、1か月あたり130時間（休憩時間は除く） (2)1日あたり7時間30分、1か月あたり150時間（休憩時間は除く） ※勤務時間帯は、午前8時から19時15分までのうち指定する時間。
勤務場所	区内22か所の子どもスキップのうち、いずれか1か所
時間外労働	原則なし ※ただし、区民対応等緊急時に可能性あり
報酬額	(1)1日あたり6時間30分の場合、月額241,000円程度（地域手当含む） (2)1日あたり7時間30分の場合、月額279,000円程度（地域手当含む） ※条例等の定めるところにより金額が変更される場合があります。
諸手当報酬等 (地域手当相当を除く。)	通勤手当相当及び期末・勤勉手当は、要件に該当した場合に支給されます。
休暇制度等	年次有給休暇、公民権行使等休暇、育児時間、災害休暇、病気休暇、生理休暇等 ※一部、勤務要件を満たす必要があります。
社会保険制度	各法令で設けられている加入要件を満たすと、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険の適用があります。 ※各保険により、要件は異なりますのでご注意ください。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 (服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、 守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)
その他	・給与等支給日：原則毎月15日 ・支払方法：口座振込（本人名義のものに限る）
募集事業者名	豊島区

### 3. 応募資格

採用日現在、次のいずれかに該当する方（応募時に資格証明書を添付のこと）

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第 9 号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
- (4) 教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 4 条に規定する免許状を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの
- (10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの

※ 応募資格 (3)、(9)、(10) に該当する者については、勤務年数・勤務時間がわかる証明書等を申し込み手続き時に添付のこと。（豊島区役所在職の職員については不要の場合もあるため、申し込み先へ事前にお問い合わせください。）

また、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

一地方公務員法第16条（欠格条項）一

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 4. 応募方法

本職への申込みを希望する場合は、豊島区会計年度任用職員採用選考申込書、自己申告書を印刷及び必要事項を記入のうえ、下記による課題論文、資格証明書の写しを添えて、下記申し込み先へ持参または郵送をお願いいたします。受付後、面接の日時をご連絡いたします。

※持参の場合、受付は土・日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

※郵送の場合は、封筒表面に「会計年度任用職員採用選考申込在中」と朱書きし、簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については対応いたしかねます。

##### 【募集期間】

随時（定員に達し次第募集を終了します。応募前にご連絡をお願いします。）

##### 【留意事項】

- 採用選考面接は、応募書類受付後に日時をご連絡いたします。
- 豊島区会計年度任用職員採用選考申込書、課題論文、資格証明書の写しは返却しません。
- 豊島区会計年度任用職員採用選考申込書を記入する際は、「作成上の注意点」をよく読んでください。
- 豊島区会計年度任用職員採用選考申込書記載の個人情報については、試験及び手続きに必要な範囲内で利用します。

##### (申し込み先)

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1  
豊島区教育部放課後対策課管理グループ（豊島区役所本庁舎7階）  
(豊島区会計年度任用職員採用選考申込書)  
申込書は、教育部放課後対策課で配布しています。  
また、区ホームページからもダウンロードできます。  
(URL : <http://www.city.toshima.lg.jp/index.html>)

#### 5. 選考方法等

課題論文	詳細は次ページに記載。
面接試験	平日の開庁時間内に実施。
場所	豊島区役所内 ※案内図参照
合否連絡	面接後、おおむね10日以内に合否にかかわらず受験者全員に通知でご連絡いたします。

## 【課題作文】

あなたが過去にチームで取り組んだ経験とその経験を生かして学童指導員としてどのように組織に貢献していくか800文字程度で述べなさい。

(作成上の注意事項)

- 1、**A4横書き**の原稿用紙（20×20）を使用する。
- 2、1行目の行頭に氏名と受験する職種（学童指導員）を記入する。
- 3、本文は2行目から書き始める。
- 4、手書きの場合、青又は黒色のペンもしくはボールペンを使用する。  
鉛筆書き、修正インクの使用は不可。
- 5、パソコンを使用する場合の書式は、上記1の原稿用紙（20×20）の設定で作成し、  
**片面印刷**する。

## 6. 問い合わせ先

豊島区教育部放課後対策課管理グループ  
TEL 03-4566-2786 (平日8:30~17:15)  
Email : A0029610@city.toshima.lg.jp

【豊島区役所本庁舎・案内図】

※豊島区ホームページより抜粋しております。



- A 「東池袋1丁目」バス停・都バス「都02乙系統」・「草63-2系統」
- B 「豊島区役所」バス停・国際興業バス「池07系統」
- C 「東池袋駅」・東京メトロ有楽町線（駅～庁舎間地下通路）
- D 「東池袋4丁目」・都電荒川線
- E 「都電雑司ヶ谷」・都電荒川線

(選考試験場所) 豊島区役所内 (豊島区南池袋 2-45-1)